

令和4年度住民基本台帳実態調査実施要領

1 目的

住民基本台帳実態調査（以下「実態調査」という。）は、住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民の居住の実態を把握し、住民基本台帳の正確性の確保を図ることを目的とする。

2 調査対象

市内地域に住所を有する全市民を対象とする。

3 調査方法

調査は、住民基本台帳法第7条及び第30条の45に規定する事項について、実地聞き取り調査及びその他関係者又は関係機関への照会、情報収集により行うものとする。

4 調査員

調査員は、市民課住民記録係職員及び会計年度任用職員とし、調査の実施に当たっては、住民基本台帳法34条の4に基づく身分証明書を携帯し、関係者等の請求に応じこれを提示する。

5 一般調査

(1) 調査対象地区

「令和4年度住民基本台帳実態調査地区一覧表」（別紙1）とする。

(2) 住民実態調査用世帯票の作成

調査員は、住民基本台帳から調査対象地区における住民実態調査用世帯票（別紙2）（以下「世帯票」という。）を世帯ごとに作成する。

(3) 調査方法

調査員は、世帯票を持参の上、対象の家を訪問し、住民基本台帳の実態調査のため訪れた旨を家人に告げた後、次の区分によって実態を聴取し、必要な指導を行い、調査内容を住民実態調査書（別紙3）（以下「調査書」という。）に記入し処理する。

また、聞き取り終了時、必要があれば、実態調査の協力御礼（別紙４）を配付する。

日次の調査終了後は、「住民基本台帳実態調査報告書」（別紙５）に調査書を添付し、報告する。

区分①：異動がない（世帯票の調査員は記載と実態が一致しているもの）

調査書の調査の有無の欄に○を記入する。

区分②：記録がない（現実に居住しているが世帯票のないもの）

一定期間までに住民異動の届出をするよう指導する。

区分③：修正を要する（世帯票の記載と事実が相違しているもの）

修正に関する申し出（住民異動届）をするよう指導する。

区分④：不現住（転出、転居等により居住していないもの）又は所在が不明のもの
不在又は生活の実態が不明瞭など、対象者から直接聞き取り調査ができない場合は、管理会社や大家、近隣住民等から聴取する。なお、転出（転居）先が判明した場合は、一定期間まで住民異動の届出をするよう指導する。

（４）個人情報目的外使用による調査

水道契約情報や課税台帳における居所地を確認し、調査資料とする。

（５）全国避難者情報システムによる調査

全国避難者情報システムの避難者データを確認し、調査資料とする。

避難者登録があることが確認できた場合は、住民登録地のまま保留とする。

6 特別調査

（１）関係者等からの申し出によるもの

一般調査の手順に準ずる。

（２）他課からの依頼及び情報提供によるもの

他課において通知の返戻、公示送達、その他実地調査等が行われており、不現住の実態を十分に確認できる資料の提供があった場合は、市民課での調査を行うことなく、当該資料を基に職権記載等を行う。必要があれば、一般調査の手順に準じ、その他追加調査を行う。

7 調査後の処理

(1) 催告

届出を要するものについては、通知書により届出義務者に対して届出の催告をする。催告をして2週間経過しても届出がないときは、期限を付して催告するものとする。

(2) 職権記載等

調査の結果、住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき職権により住民票の記載、消除又は修正を行う必要がある場合は、住民基本台帳実態調査復命書兼職権処理伺(別紙6)を作成し、決裁の上、職権記載等を行うものとする。

(3) 復命

調査の結果、(2)による職権記載等を行わないものについては、別紙6により復命する。

8 本人に対する通知

職権で住民票の記載等をしたときは、住民基本台帳法施行令第12条の4の規定により本人あて通知する。ただし対象者の住所および居所が明らかでないときその他通知をすることが困難である場合は、郡山市の掲示場に2週間公示する。併せて、郡山市公式ウェブサイトへ件名のみ掲載する。

9 個人情報の適正な取扱いについて

調査員は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる場面を通じて個人情報の保護に努めなければならない。